

湖西市農業委員会議事録（1月）

招 集 年 月 日		令和 5 年 1 月 16 日 (月)											
招 集 の 場 所		防災センター 2 階											
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告		開 会		1 月 16 日(月) 午後 2 時 00 分				議長		内山 吉朗			
		閉 会		1 月 16 日(月) 午後 2 時 30 分				議長		内山 吉朗			
出席並びに 欠 席 委 員 出席 11 名 (欠席 3 名) 凡例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 ▲公 公務欠席		議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名		出席等 の 別
		1	菅沼 純一		▲	9	山本 敬博		○				
		2	内山 吉朗		○	10	山本 晴夫		○				
		3	鈴木 真聡		○	11	石田 学		○				
		4	池田 雅美		○	12	柴田 克芳		○				
		5	疋田 晃久		○	13	太田 達男		▲				
		6	河邊 勝彦		▲	14	外山 雅子		○				
		7	石田 浩章		○								
		8	高須 俊夫		○								
会 議 録 署 名 委 員		4 番		池田 雅美				12 番		柴田 克芳			
職務のため出席 した者の職氏名		局 長		工藤 崇裕				次 長		吉田 善行			
		副主任		朝倉 麻貴									
会 議 に 付 し た 事 件		1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 題 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 3 号 非農地証明願について 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について 4 報告事項 報告第 1 号 農地法第 3 条届出受理について 報告第 2 号 農地法第 4 条届出受理について 報告第 3 号 農地法第 5 条届出受理について 5 その他 6 閉 会											
会 議 の 経 過		別 紙 の と お り											
備 考													

議 事 の 概 要

(令和 5 年 1 月 定例会)

開 会 午 後 2 時 00 分

局 長

みなさんこんにちは。

定刻になりましたので、ただ今から定例会を開会させていただきます。

なお、本日、議席番号 1 番の菅沼純一委員、6 番の河邊勝彦委員、13 番の太田達男より欠席の連絡を受けております。出席委員数は、定数 14 人のところ 11 人出席でございます。出席者が過半数に達しておりますので、本会が成立することを御報告申し上げます。それでは、内山会長からごあいさつを含めまして、開会の宣言をお願いします。

会 長

みなさんこんにちは。あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。それでは、ただいまから湖西市農業委員会 1 月定例会を開会いたします。

局 長

ありがとうございました。

ここからの進行につきましては、議長を内山会長にお願いいたします。

議長(会長)

それでは、議事に入る前に議事録署名人を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは議事録署名人は、議席番号 4 番の池田雅美委員と 12 番の柴田克芳委員にお願いをいたします。それでは議事に入ります。

はじめに、「議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題いたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、申請件数は 2 件です。

申請番号 1 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 1 番及び図面の No. 1 です。申請地は、[] から [] に位置する農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は [] にお住まいの方で、6336 m²の農地を年間 150 日以上耕作しており常時従事が認められます。権利取得後は、玉ねぎ、さつま芋を栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、権利取得後の耕作地面積も下限面積以上であるため、許可相当と判断いたしました柴田委員、補足説明をお願いします。

柴田委員

現地は荒れ地となっておりまして、過去に貸し借りの関係で耕作したりしなかったりする土地でありました。買い手の方と面談をしたところ、耕作設備とマンパワーについては申し分なく、耕作能力についても問題ないと判断しました。

事務局

申請番号 2 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 2 番及び図面の No. 2 です。申請地は、[] から [] に位置する農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は [] に本社を置く、榊の生産及び生け花の加工、販売を行う株式会社で、他市町を含め 375,122.22 m²の農地を耕作しております。審査をしたところ、農地法第 2 条第 3 項の要件を満たした農地所有適格法人であり、権利取得後は、榊を栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、権利取得後の耕作地面積も下限面積以上であるため、許可相当と判断いたしました。外山委員、補足説明をお願いします。

外山委員

1 月 9 日に松井推進委員と現地を見てきました。畑は草もきれいに刈られている状態でした。申請者のご両親も亡くなられ、またご主人も亡くなられていて、畑を管理する人がいなくなったということで、作ってもらう方がいれば荒らさなくてすむのではないかと思いますので問題ないかと思います。

事務局

以上で、農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長)

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

内山委員 私の方からいいですかね。これまた太陽光絡みの案件ですかね。最終的には。

事 務 局 そうです。

内山委員 隣の既設の業者とは異なりますか。

事 務 局 異なります。

内山委員 わかりました。

議長(会長) 他になれば、採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 1 号につきましては、原案どおり承認することとします。

 続きまして「議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして、申請件数は 2 件です。

 申請番号 1 番について説明します。資料は議案書の 4 ページ、番号 1 番、図面は No.3 です。申請者は[]に本社を置き、電気工事業を営む者で、この度売電事業にも参入するため、太陽光パネルを設置するための申請に及んだものです。申請地は[]から[]のところに位置する農地で市街地の区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから、第 2 種農地と判断いたしました。事業計画は、2566 m²の土地に太陽光パネル 1 枚あたり 2.17 m²を 672 枚設置して発電し、発電能力は 200 k w で配置計画からみて転用規模は適当と思われます。雨水は自然浸透させ、周囲にはフェンスを設ける計画であることから、周囲への影響は軽微であると判断しました。また、湖西市太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドラインに基づく事業概要書の届出が受理されたこと、経済産業省の設備認定を受けていること、中部電力への接続検討も完了していること、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金

計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。柴田委員、補足説明をお願いします。

柴田委員

1月6日に小原推進委員と調査してきました。この場所は昨年12月に地図上の東側のところですね、同じような太陽光発電の申請がありまして、ここもいずれはそうなるのかと想定していましたところ、審議で出てきまして、基本的に横も同じような申請で許可したものですから、大きな変化はないというところで判断をいたしました。当然面積も大きくなってくるものですから、降水時の排水等心配はないだろうかという観点と、排水溝が[]川の方に出ているものですから、そこに抜け漏れの状況はないかという観点で確認したところ、排水溝が見当たらなかったものですから、地面に浸透させるという観点で行われたものだと思います。隣接の場所につきましても太陽光になっているものですから、同じようなものとして許可相当と判断しました。

事務局

申請番号2番について説明します。資料は議案書の4ページ、番号2番、図面のNo.4です。申請者は[]で養豚業を営む者で、この度養豚畜舎増設のための申請に及んだものです。申請地は、[]から[]に位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、事業計画は農用地区域内農地の不許可の例外規定である農業用施設であること、事業計画は、895 m²の土地に3棟の豚舎を増設する計画であり、転用規模は適当と思われます。また、雨水は水路へ排出する計画であり、汚水は浄化槽、排水処理施設を経て水路へ排出する計画であるため、周辺農地への影響は軽微であると判断いたしました。また資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから許可相当と考えます。鈴木委員、補足説明をお願いします。

鈴木委員

1月6日に佐原推進委員と確認しました。2番のところを見ると分かる通り、家族内の賃貸となります。借主が会社ですので、個人から会社への賃貸となります。ここは、元々家族の誰かが耕作をしていた状態でした。自分のところの土地ですので排水等も問題なく、周りは山林と果樹園が広がっております。そのため、周り江の影響はないと考えられます。以上です。

事 務 局 以上で、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長) この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

高須委員 この申請番号2番ですが、この豚舎の排水はどちらに流れますか。

内山委員 上ですね。

高須委員 ■■■の方にはずっと流れていくわけですか。

内山委員 そうですね。

高須委員 今も流れていますか。

事 務 局 流れています。

内山委員 最終的には■■■川ですか。

事 務 局 ■■■池に入ります。

内山委員 いいですか。高須委員。

高須委員 排水に影響がなければ大丈夫です。

鈴木委員 畜産関係は排水はやらないと許可が下りないので、当然やっていると思います。

議長(会長) 他にはございますか。

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いしま

す。全員の賛成によりまして、議案第2号につきましては、原案どおり承認することとします。続きまして「議案第3号非農地証明願について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

非農地証明願につきまして、申請件数は1件です。

申請番号1番について説明します。議案書の6ページ、番号1番、図面のNo.5をご覧ください。申請者は、[]にお住まいの[]さんです。申請地は、[]から[]のところに位置します。現状は宅地で、非農地となった経緯は、昭和47年4月30日頃より[]の社宅として使用しており現在に至ります。つきましては、線引き前から宅地の一部として利用しており、非農地証明の基準である「建築物等の敷地として相当のものであり、かつ、建築後10年以上経過しており、農地への復元が容易でないとみとめられるもの」として、非農地証明書の交付が適当と判断されるものと考えます。外山委員、補足説明をお願いします。

外山委員

1月9日に現地を見てきました。今まで社宅敷地として使用していたということで、3棟建っていて、そのうち2棟は壊されていましたが、まだ1棟はそのままで、説明があった通り、非農地証明書があれば地目変更についても問題ないということで問題ないかと思います。以上です。

事務局

以上で、非農地証明願についての説明を終わります。

議長(会長)

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いします。全員の賛成によりまして、議案第2号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第4号農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

説明の前に議案書の修正がございます。議案書9ページにつきまして、契約期間の訂正があったため、お手数ですが、机上でございます訂正済みの「湖西市農用地利用集積計画（転貸関係 地主→機構）」へ差し替えてお読みいただくようお願いいたします。

それでは、議案書8ページをご覧ください。公告予定が1月20日の農用地利用集積計画について説明いたします。利用権設定関係の内容は記載のとおりです。合計4筆、2260.08㎡の新規であります。

次に、議案書の9ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が1筆あります。県の農業振興公社が991㎡の農地を1名の農地所有者から借り受け、機構のルールに基づき、XXXXXXXXXXにお住まいのXXXXXXXXXXさんに分配を予定するものです。

以上で、農用地利用集積計画についての説明を終わります。

議長（会長）

この案件について何か質問はございますか。

（質問がないか確認）

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第4号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書11ページをご覧ください。

報告事項第1号について、農地法第3条の3第1項の規定による届出が1件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書13ページをご覧ください。報告事項第2号について、農地法第4条第1項第8号の規定による届出が1件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書15ページをご覧ください。報告事項第3号について、農地法第5条第1項第7号の規定による届出が4件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受

理しました。

報告は以上です。

議長（会長） ただいま、事務局から報告事項の説明がありましたが何かご発言がありましたら
お願いします。

（質疑なし）

特にご発言もございませんので、ただいまの報告事項はご承知おきください。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

それでは、事務局から次回の開催日程を含め、その他連絡事項があればお願い
します。

事務局 次回の定例会は、2月15日（水）午後2時からで、会場は防災センター2階と
なります。

（その他連絡事項）

議長（会長） 他にみなさまから何かあればお願いいたします。なければ、以上をもちまして湖
西市農業委員会1月定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会時間 午後2時30分

湖西市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により署名する。

湖 西 市 農 業 委 員 会

議 長 内山 吉朗

委 員 池田 雅美

委 員 柴田 克芳

